

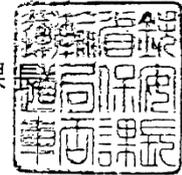


過去には、鉄道局から各地方運輸局にこのような通達が出ており、全国の鉄軌道事業者に対して指導がなされています。

鉄 保 第 1 5 号  
鉄 施 第 4 2 号  
平成 1 1 年 2 月 2 2 日

近畿運輸局鉄道部長 殿

鉄道局保安車両課



鉄道局施設課



### 作業時における触車事故の防止について

作業時における安全の確保については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、今月13日阪急電鉄株式会社神戸本線夙川・芦屋川駅間において保線作業中に、また同日北近畿タンゴ鉄道株式会社宮福線辛皮駅構内において除雪作業中に、さらに21日東日本旅客鉄道株式会社山手（貨物）線大崎・恵比寿駅間において信号工事中に作業員が触車し、死亡したことは誠に遺憾である。

これらの事故については、詳細を現在調査中であるが、列車ダイヤの確認、適切な待避等基本的事項が確実に行われていたならば発生しなかったものと考えられる。

よって、作業時における触車事故を防止するため、貴局管内の鉄軌道事業者に対して、下記の事項を指導されたい。

### 記

1. 現場作業責任者には関係者との緊密な連絡及び正確な打ち合わせを行わせるとともに、作業基準に則した作業遂行について適切に指揮監督させること。
2. 列車又は車両を運転している線路内等で作業を行う場合には、列車の認知、列車が接近したことの作業員への伝達等が確実にされるよう徹底すること。